資料2 電波監視の現状

■ 電波監視の概要

不法無線局は、免許を受けずに電波を発射し、携帯電話や放送、消防、救急、航空、海上等の重要無線通信に混信・妨害を与え、人命・財産の保護や社会生活に大きな影響を及ぼします。このため、当局では、電波監視や指導、捜査関係機関との共同取締り等を強化しており、引き続き混信・妨害への迅速かつ的確な対応、不法無線局対策の強化及び未然防止のための周知・啓発活動を積極的に行い、良好な電波利用環境の維持に努めます。

■ 無線局に対する混信・妨害申告と

電磁障害等に関する照会・相談件数

平成26年度の混信・妨害申告及び照会・相談件数の総数は、前年度並みの280件でした。

5年間でみると減少傾向にありますが、航空、海上、消防、救急、列車無線等の重要無線通信に対する混信・妨害申告やアマチュア無線局に関する申告は、依然として後を絶たない状況にあります。

重要無線通信妨害の申告件数

平成26年度においては、消防業務に係る申告は大幅に減少しましたが、前年度はなかった電気通信業務及び放送事業に係るものがあり、航空通信及び海上通信に係るものもほぼ横ばいとなっています。これらは、消防車や救急車の活動、航空機や船舶の安全な航行に支障を及ぼし、結果として、人命や国民生活の安全を脅かすものとなります。

これらの事案に対し、近畿総合通信局では、直ちに電波監視システム(DEURAS:遠隔方位測定設備)を活用して混信・妨害源の位置を把握し、さらに現地での移動監視を行って発射源を特定・排除するほか、日常的にこれらの周波数帯を監視し、妨害波の早期発見や混信の未然防止に取り組んでいます。

■ 不法無線局に対する措置

(1)不法無線局に対する指導件数

電波監視により発見した不法無線局の疑いのある局に対しては、事実関係の報告を求めるとともに、 設備の撤去等を指導しています。

5年間でみると減少傾向にありますが、特に、不 法パーソナル無線に係る指導件数の減少は、平成 24年7月25日以降、パーソナル無線で使用され ている周波数帯が、携帯電話でも使用されることと なったことから、不法パーソナル無線の排除につ いて、重点的に周知・広報や取締りを行った効果 が表れたものと考えられます。

(2) 不法無線局に対する告発件数

捜査機関との共同取締りにより摘発した者や重要無線通信に妨害を与えたり、再三の指導に従わない等の悪質な違反者には、捜査機関に告発を行っています。







